

第23期 第8回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和8年2月19日（木）午後1時30分
- 2 場 所 青森市新町1丁目11-22
ウェディングプラザアラスカ 2階「ガーネット」
- 3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	委 員	田 高 利 美
	〃	佐 京 忠 史
	〃	南 谷 雅 人
	〃	宮 野 昭 一
	〃	関 野 稔
	〃	木 村 正 則
	〃	中 居 裕
	〃	堤 静 子
	欠席委員	竹 林 雅 史
	〃	富 田 由 廣
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	工 藤 德 康
〃	赤 松 靖	
県 側	水産振興課 漁業管理グループ 副参事	野 月 浩
	主幹	田 澤 亮
	主事	沼 田 広 樹
	栽培・資源管理グループ 総括主幹	山 田 嘉 暢
	八戸水産事務所 水産普及課長	藤 川 義 一
	むつ水産事務所 副所長	泉 田 哲 志
事 務 局	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	長 谷 川 清
	技師	傳 法 利 行

4 提出議案・審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

→原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：東部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示について

→原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第3号：東部海区管内におけるまき餌釣りの指示について

→原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第4号：東部海区管内における底魚類のはえなわ漁業の操業の指示について

→原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

5 議事の経過

松本会長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第23期第8回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第23期第8回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案4件、報告事項1件の審議が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える9名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委員

（「異議なし」の声あり。）

松本会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、田高委員と南谷委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

松本会長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回、諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

松本会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

松本会長

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案の第1号について県の方から説明させていただきます。

資料の2ページ目を御覧ください。いつものとおり、漁業魚種、漁業を営む者の資格、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数等について説明させていただきます。

2ページ目、最初の魚種は、ひらめ固定式刺し網漁業ということです。許可すべき隻数は、15隻、トン数は、5トン未満ということです。漁業を営む者と資格といたしましては、下北郡佐井村に住所を有する者ということで、関係する漁協は、佐井村漁協ということでございます。

次のページ、3ページ目を御覧ください。こちらは、小型いか釣り漁業の自家用釣餌用でございます。許可すべき隻数は、1隻と5隻、トン数は5トン以上30トン未満ということです。漁業を営む者の資格としましては、東津軽郡、むつ市、または下北郡に住所を有する者として、関係する漁協は、上段では野牛漁協、下段の4隻は大間漁協が対象になっております。

そして、最後の4ページ目ですけれども、こちらの漁業魚種は、上段が、うに潜水器漁業下段が、ほや潜水器漁業でございます。漁業者の数は、それぞれ1名、1人ということで、漁業を営む者の資格としましては、東共第47号共同漁業権者ということで、それぞれ佐井村漁協ということになってございます。

県の方からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

松本会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際は挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

御質問、御意見、ありませんですか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

松本会長

それでは、議案第1号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することいたします。なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第2号「東部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示について」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

松本会長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。議案第2号の資料1を御覧ください。県農林水産部長からの依頼文です。件名及び本文の主要部分を読み上げます。

サクラマスそ上親魚保護のための東通村老部川河口周辺海域における操業制限に係る委員会指示の発動について(依頼)

県では、サクラマス資源増大のため、昭和60年度から東通村老部川において、サクラマス降海型幼魚(スモルト)の大量放流試験や回帰状況等の調査を実施しているところですが、当該増殖事業の円滑な推進のためには相当量の種卵を要し、その確保のためには老部川河口周辺海域での操業制限によって、そ上親魚を増大させる必要が

あります。ついては、昨年度同様、別紙の内容による操業制限に係る委員会指示の発動をお願いいたします。というものでございます。

また、この資料、2ページ目には、制限の内容。3ページ目には、その制限内容を図で表した制限区域図となっております。4ページの方には、老部川内水面漁協から県への要請文。5ページ及び6ページには、漁業権を有する白糠及び小田野沢漁協の同意書が添付されております。

次に資料2を御覧ください。これは、老部川内水面漁業協同組合長から東部海区漁業調整委員会会長宛ての依頼文でございます。これも、増殖事業を進めるにあたり、そ上親魚確保のため河口域での制限が必要であるという依頼内容となっております。

続いて、資料3を御覧ください。依頼を受けました後の委員会指示案となります。前段のみ読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第4号（案）

漁業法第120条第1項の規定により、サクラマスそ上親魚の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和8年〇月〇日 青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明

以下の内容でございますが、年次を1年更新した以外は、昨年と全く同じ内容となっておりますので、説明は省略いたします。

なお、委員会指示発動時に若干の字句修正が生じた場合は、事務局一任ということで承認の方をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。御審議の方、よろしく申し上げます。

松本会長

県から補足説明があれば申し上げます。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

松本会長

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案第2号について県の方から補足説明させていただきます。

この件につきましては、先般、2月12日に開催されました、青森県海面利用協議会において、漁業関係者であるとか、遊漁者関係者の委員の方々の審議いただきまして、内容については、了承をいただいているところでございます。

この審議の内容につきましては、先ほど事務局長の方から説明がありましたとおり、制限期間が延びた他は、今年度と同様の内容となっております。

県の方からの説明は以上でございます。
御審議の方、よろしく願いいたします。

松本会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。ありませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

松本会長

それでは、議案第2号については、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。なお、委員会指示発動にあたって、若干の字句修正がある場合は、事務局一任といたします。

次に議案第3号「東部海区管内におけるまき餌釣りの指示について」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

松本会長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。議案第3号の資料1を御覧ください。県農林水産部長からの依頼文です。件名及び本文を読み上げます。

遊漁によるまき餌釣り禁止に係る委員会指示の発動について（依頼）

本県の海面における遊漁者等のまき餌釣りは、平成20年3月の青森県海面漁業調整規則の改正で禁止が解除されたことから、平成20年度以降は、漁協からの要望と青森県海面利用協議会の意見を踏まえ、海区漁業調整委員会指示により、漁業に影響のある区域でのまき餌釣り禁止措置を行っています。令和8年度におきましても、貴海区管内6漁協から委員会指示要望があり、引き続きまき餌釣りによる漁業への影響を防止する必要があることから、別紙の内容により、まき餌釣り禁止に係る委員会指示の発動をお願いいたします。

という依頼になっておりまして、資料1の2ページ目は、令和7年度と令和8年度の委員会指示要望内容の新旧対照表となっております。7年度と8年度は全く同じ内容となっております。それから、3ページ目につきましては、個別具体的な指示の内

容でございます。

今回も漁協の確認を得たうえで、昨年と同じ禁止区域とすることとしております。4ページの方は、県全体、東部海区、西部海区を全て合わせて禁止区域を図示したものでございます。5ページ以降は、東部海区管内における具体的な制限区域を図示したものでございます。

次に資料2の方を御覧願います。依頼を受けて作成いたしました委員会指示の案でございます。前段のみ読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第5号（案）

青森県東部海区管内におけるまき餌釣りについて、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和8年〇月〇日 青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明

以下の内容は、県から依頼のあったものを指示案としたもので、禁止区域については、昨年度と同じ内容でございます。この資料の2ページ目の「3 指示の有効期間」において、年次を1年更新した以外は、昨年と全く同じ内容となっております。

なお、委員会指示発動時に若干の字句修正が生じた場合は、事務局一任ということで御承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。御審議の方、よろしく申し上げます。

松本会長

県から補足等があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

松本会長

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

こちらの議案第3号について補足説明させていただきます。

先ほど、説明させていただいた、サクラマスの上親魚の指示と同様に、こちらの案件につきましても、2月12日に開催された、青森県海面利用協議会におきまして、委員の方々に御審議いただいているところであり、内容について了承されているところでございます。こちら、指示の有効期間というのが延びているという内容となっております。

説明の方は以上でございます。御審議の方、よろしく申し上げます。

松本会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見、御意見をお願いします。

ありませんか。

御質問、御意見もないようですので、議案第3号については、原案どおり委員会指示を発動することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

松本会長

それでは、議案第3号については、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。なお、委員会指示発動にあたって、若干の字句修正がある場合は、事務局一任といたします。

次に議案第4号「東部海区管内における底魚類のはえなわ漁業の操業の指示について」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

松本会長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。議案第4号資料1を御覧ください。これにつきましては、平成4年から県の依頼により、委員会指示を発動してきております。資料1の1ページ目、県農林水産部長からの依頼文です。件名及び本文のみ読み上げます。

青森県東部海区管内における底魚類のはえなわ漁業の操業に係る委員会指示の発動について（依頼）

このことについて、本県東部海区管内における漁業操業の秩序維持及び紛争の未然防止を図るため、別紙のとおり漁業法第120条第1項の規定に基づき委員会指示を発動して下さるようお願いします。

2ページ目以降は、具体的な指示内容ということになっておりますが、年次が1年更新されたほかは、昨年度と同じ内容となっておりますので、説明等は省略いたします。最後の11ページを御覧ください。承認海域、それから試験海域、禁止海域を図に示したものとなっております。

次に資料2を御覧願います。依頼を受けて作成いたしました委員会指示案です。前

段を読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第6号（案）

青森県東部海区管内における底魚類の採捕を目的とするはえなわ漁業（底はえなわ漁業）の操業について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和8年〇月〇日

青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明

以下は、県依頼のとおりとなっておりまして、年次に係る部分を1年更新した以外は、昨年度と全く同じ内容となっております。

なお、県報登載時に若干の字句修正が生じた場合は、事務局一任ということで御承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。御審議の方、よろしくをお願いいたします。

松本会長

県から補足等があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

松本会長

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

こちらの方につきましては、事務局の方から説明があったとおり、年次の更新のみということでございます。

説明の方は以上でございます。審議の方、よろしくをお願いいたします。

松本会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位からの御質問、御意見をお願いします。ありませんですか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

松本会長

それでは、議案第4号については、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。なお、委員会指示発動にあたって、若干の字句修正がある場合は、事務局一任といたします。

これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項「令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（青森県くろまぐろ（小型魚）漁業及び青森県くろまぐろ（大型魚）漁業）」を県から報告を願います。

水産振興課 山田総括主幹

はい、会長。

松本会長

はい、野月副参事。

水産振興課 山田総括主幹

私からは、特定水産資源であるくろまぐろに係る知事管理漁獲可能量の変更について説明させていただきます。お配りしております報告事項資料を御覧ください。

県が漁業法第16条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、令和8年1月21日付けで知事管理漁獲可能量の変更を公表しました。その概要は、大臣管理区分からの融通を受けた小型魚3.3トン我希望した漁協に対して一律に按分して配分したものです。これにより、小型魚は347.7トンから351.0トンとなり、各漁協の漁獲枠限度に反映されています。

なお、この計画の変更については、漁業法第16条第5項で準用する同条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、事務手続きの迅速化のため協定に基づく管理委員会と関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会に事前諮問せずに手続きをし、手続き後に報告する旨、令和7年1月15日付け青水振第1252号で貴委員会に諮問し、適当である旨の答申を受けていることを申し添えます。

以上です。

松本会長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から御質問等がありましたらお願いします。ありませんですか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

松本会長

御質問、御意見もないようですので、全ての議題を終了し、これをもちまして、第23期第8回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後1時55分